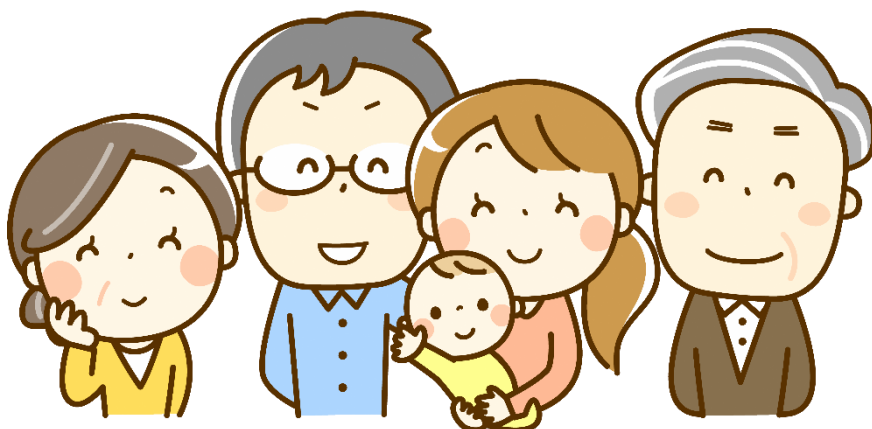


札幌市特定粉じん排出等作業における アスベスト飛散防止対策マニュアル (事業者向け)



令和7年(2025年)8月
札幌市環境局



本マニュアル、様式例などは以下の札幌市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html

はじめに

アスベストは、絶縁性や耐熱性などの物理化学的特長を有することから、様々な工業用原料や建築物等の建築材料に使用されてきました。

日本では1960年(昭和35年)代から使われ始め、1970年(昭和45年)頃から1990年(平成2年)にかけては、最も多くのアスベストが建材として鉄骨や天井等に使用されました。札幌でも同様に使用され、当時に建設された建築物等が築後30年以上経過していることから、今後これらの老朽化による解体工事が増加することが予想されています。

アスベストの繊維はとても軽くて空気中に舞い上がりやすく、これを吸い込むことにより長い潜伏期間を経て、中皮腫や肺がん等を発病することが知られています。このため、アスベストが使用されている建築物等の解体・改修工事時には、アスベストの大気環境中への飛散防止対策を徹底して行わなければなりません。

本マニュアルは、アスベスト除去等工事(特定粉じん排出等作業)を実施するにあたって特に注意すべき事項をまとめたものです。

なお、当該作業の方法等を全て網羅しているわけではありませんので、実際に作業を実施するにあたっては、本マニュアル内で紹介する各種テキストやマニュアル等を参照するようお願いいたします。

令和7年8月
札幌市

直近の改定内容

時期	内容
平成 18 年 9 月	●初版
令和 3 年 4 月	●令和 3 年 4 月に施行された改正大気汚染防止法の内容を反映しました。 ●全体の体裁を整理しました。
令和4年4月	●事前調査結果の札幌市への報告方法を追記しました。 ●各種様式の作成例と記載例を更新しました。 ●軽微な文言修正を行いました。
令和7年8月	●令和8年1月1日に施行される大気汚染防止法施行規則等及び設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者(令和2年 10 月環境省告示第 76 号)の一部改正を反映しました。 ●軽微な文言修正を行いました。

目 次

1	<u>用語の解説</u>	
1.1	法令等の用語	1
1.2	アスベスト含有建材の区分	2
2	<u>解体等工事を行うときの規制の概要</u>	
2.1	関係法令等	7
2.2	解体等工事の流れ	9
3	<u>事前調査</u>	
3.1	事前調査の方法	11
3.2	事前調査に必要な資格	15
3.3	事前調査に関する記録	19
3.4	事前調査結果の発注者への説明	24
3.5	事前調査結果の札幌市への報告	29
3.6	事前調査結果等の掲示	35
4	<u>作業計画の作成、実施の届出</u>	
4.1	作業計画の作成	39
4.2	特定粉じん排出等作業実施届出書の提出	42
4.3	下請負人への説明等	47
5	<u>除去等の方法・作業基準</u>	
5.1	飛散防止策の遵守	48
5.2	作業状況の記録	49
5.3	レベル1～2建材の除去(作業場を負圧隔離する方法)	54
5.4	レベル1～2建材の除去(グローブバッグ工法)	71
5.5	レベル1～2建材の封じ込め・囲い込み	73
5.6	レベル3建材(アスベスト含有成形板等)の除去	74
5.7	レベル3建材(アスベスト含有仕上塗材)の除去	77
6	<u>産業廃棄物の搬出</u>	
6.1	廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の搬出	80
6.2	札幌市山口処理場への廃石綿等の搬入	81
7	<u>作業結果の記録・報告、完了の届出</u>	
7.1	作業結果の記録	82
7.2	作業結果の発注者への報告	83
7.3	特定粉じん排出等作業完了届の提出	86
8	<u>事故等への対応</u>	90

付録1)参考資料等

付録2)関係法令等